

告示 平成 25 年 1 月 22 日付

1. 当財団は、本日、JBC 試合ルール第 10 条第 2 項、JBC 倫理規定第 2 条及び JBC 懲罰規定第 2 条第 2 項 6 号に基づき、平成 24 年 12 月 16 日より、大星ボクシングジム（以下「大星ジム」という）所属のマネージャーである大沢永吉（ライセンスNo.35849）及び同セコンドである野上真司（ライセンスNo.28454）のライセンスをいずれも取り消す。

理由： 上記両名は、平成 24 年 12 月 16 日、韓国ソウルに於いて、大星ジム所属の大沢宏晋（以下「大沢」という）が JBC の認定する OPBF 東洋太平洋フェザー級チャンピオンであるにも関わらず、大沢をして JBC が認定していない WBO アジアパシフィックフェザー級暫定タイトルマッチ（以下「本件試合」という）と知りながら本件試合に出場させた。

また、上記両名は本件試合に関する海外遠征届に「ノンタイトル 10 回戦」と虚偽を記載し JBC 宛て提出するなど悪質な隠蔽工作を図った。

これらのことはボクシング界の秩序を著しく乱す行為であり、当財団は上記両名のライセンスを取り消さざるを得ない。

2. 当財団は、本日、JBC試合ルール第10条第2項、JBC倫理規定第2条及びJBC懲罰規定第2条第1項5号に基づき、平成24年12月16日より、大星ジム所属のボクサーである大沢宏晋（ライセンスNo.34757）のライセンスを1年間、停止し、大沢が所持していたOPBF東洋太平洋フェザー級タイトルを平成24年12月16日付で剥奪する（なお、停止期間後のライセンス再交付については別途審査を要する）。

理由： 大沢は、平成24年12月16日、韓国ソウルに於いて、自身がJBCの認定するOPBF東洋太平洋フェザー級チャンピオンであるにも関わらず、JBCが認定していないWBOアジアパシフィックフェザー級暫定タイトルマッチ（以下「本件試合」という）と知りながら本件試合に出場した。

このことはボクシング界の秩序を著しく乱す行為であり、当財団は、大沢のライセンスを1年間、停止し、大沢が所持していたOPBF東洋太平洋フェザー級タイトルを平成24年12月16日付で剥奪せざるを得ない。

3. 当財団は、本日、JBCルール第12条及びJBC懲罰規定第2条第2項2号に基づき、大星ジムのクラブオーナーである林宏至（ライセンス No.35548）を戒告処分とする。

理由： 当財団は、林が上記1及び2記載の事実についてクラブオーナーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

財団法人日本ボクシングコミッション